

習志野市農業委員

募集要項

令和8年4月

習志野市 協働経済部 産業振興課

習志野市農業委員募集要項

1 募集人数

13人

2 任期

令和8年10月7日から令和11年10月6日まで（3年間）

3 身分

習志野市の特別職の非常勤職員

（地方公務員法第3条第3項第2号）

4 職務内容

- （1）農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査
- （2）農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関すること、現地調査、審議及び農業者や農業者が組織する団体等との協議
- （3）農地の利用状況調査（年1回）及び利用意向調査
- （4）法人化その他農業経営の合理化及び農業一般に関する調査及び情報提供
- （5）農業者からの相談対応（新規就農者の農地確保含む）、助言指導

5 委員報酬

月額45,000円

（農業委員会会長に就任した場合 月額48,000円）

6 資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 関係法令等により兼職が禁止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 手続等

以下の(1)の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の書類を添えて、郵送または持参により、習志野市役所協働経済部産業振興課農政・農地係へ提出してください。

なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

- | | | |
|-----------|-------|----|
| ①推薦がある場合 | 様式第1号 | 1部 |
| ②自ら応募する場合 | 様式第2号 | 1部 |

(2) 添付書類

- ①習志野市内に住民登録がある方については、住民票は不要です。
(産業振興課で市民課に住民登録情報の確認をします。)
習志野市外に住民登録がある方については、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（個人のもの。本籍記載。発行後3か月以内のもの）。
- ②習志野市以外で認定された認定農業者である場合又は所属する法人が認定農業者である場合は、認定農業者であることを証明する書類の写し

(3) 様式の入手方法

次の窓口に備えてあります。

窓口	場所	電話番号
習志野市協働経済部 産業振興課	市庁舎 4 階	047-453-9217

この他、習志野市ホームページからもダウンロードできます。

8 書類の提出先（持参・郵送）

【持参】

習志野市役所 協働経済部 産業振興課 農政・農地係

【郵送】

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

習志野市役所 協働経済部 産業振興課 農政・農地係

9 受付期間

令和8年4月22日（水）から5月21日（木）まで

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

郵送の場合、5月21日（木）消印有効

※申し込み状況や審査の結果、農業委員会等に関する法律に定める基準を満たすことが困難となった場合は、再募集を行います。

この場合、習志野市ホームページ等により公表します。

10 選考方法

候補者の選考は習志野市農業委員候補者選定委員会により、次の方法で行います。

○第1次審査 書類審査

○第2次審査 面接 （令和8年6月30日（火）実施）

1 1 審査項目

審査は以下の項目、観点で審査します。

項目	審査の観点
農業にかかる理解	習志野市の農業に関する識見を有しているか。
適格性	農地等の利用の最適化の推進など農業委員会の業務を適切に行うことができるか。
農業委員としての意欲	農業委員になるにあたって意欲があるか。

1 2 選考の考え方

候補者を選考する際には、農業委員会等に関する法律に定める基準を満たす必要があることから、以下の事項を考慮します。

- ① 認定農業者が委員の過半数を占めるよう努めます。
- ② 農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者を1人以上含まれるようにします。
- ③ 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないようにします。
- ④ 推薦、応募の別は選考に影響ありません。

1 3 選考結果等について

習志野市農業委員候補者選定委員会の審査を経て、市において農業委員候補者を決定し、議会の同意を得て市長が任命します。

結果の通知は1次審査終了後、2次審査終了後、議会の同意を得た後に通知します。

また、決定した農業委員の名簿を習志野市ホームページに掲載します。

◆結果通知

	決定項目	通知対象	通知時期
1	1次審査結果	応募者全員	6月中旬
2	2次審査結果	1次審査通過者	7月上旬
3	最終結果 (議会の同意の有無)	農業委員候補者	10月上旬

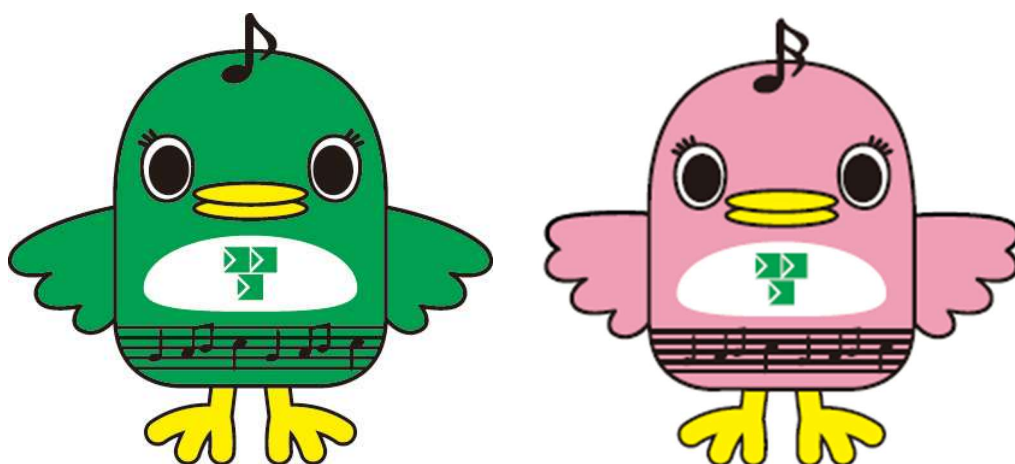
※受付期間の延長等の理由により変更になる場合があります。

14 情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、習志野市のホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている事項を公表します。内容は以下のとおりです。

[公表内容]

- ・ 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢
- ・ 推薦をする者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格
- ・ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・ 推薦又は応募の理由
- ・ 認定農業者等であるか否かの別



■問合せ先

習志野市 協働経済部 産業振興課 農政・農地係（担当：石橋・西川）

住所 習志野市鷺沼2-1-1

電話 047-453-9217

FAX 047-453-5578

E-mail sangyo@city.narashino.lg.jp